保険代理店

営業権譲渡制度のご案内

昨今の経済環境下において、様々なご事情により保険事業から撤退をご検討されている代理店様が保有する大切なお客様を末永くお守りしていくために、弊社では 営業権譲渡制度を開始しました。

制度開始以降、日本全国で数多くの代理店様に<mark>営業権譲渡制度</mark>をご活用いただいております。

このような代理店様にご活用いただいております /

店主の方がご高齢となり、 後継者もいないことから廃業 されることをご検討されている 代理店様 本業に専念するために 保険事業から撤退される事を ご検討されている 代理店様

ショップ店を展開されていた 代理店様で、ショップ事業から 撤退する事をご検討されている 代理店様 企業代理店様で、個人顧客へ 特化するため法人顧客について のみ契約移管を希望された 代理店様

ご相談窓口はこちらです。お気軽にご相談ください!



株式会社 FPパートナー 事業提携部

Mobile

03-6801-6201 平日9:00~18:00 (土日祝·年末年始を除く)

Mail

business-alliance_dep-mainoffice@fpp.jp

当社 HP





全都道府県に有資格者がご対応

全国 189 の拠点網、約 2,400 名の FP により営業権譲渡を希望される代理店様の大切なお客様をこれからも末永く、お守りしてまいります。

※2025年8月現在

取扱保険会社

取扱保険会社は生命保険会社 28 社、損害保険会社 15 社となっておりますので、営業権譲渡を希望される代理店様のほぼ全てのご契約の移管(譲渡)が可能となっております。

※2025年8月現在

各種お手続き

ご契約の移管(譲渡)後は弊社にて担当のFPを決めさせて頂き、保険金・給付金のご請求はもちろん、各種保全手続きの対応をさせて頂きます。

譲渡対価のお支払い

契約移管された代理店様は、弊社にて算定させて頂きました譲渡対価[※]をお受け取り頂けます。 ※算定の結果、譲渡対価が発生せず契約移管のみとなるケースもございます。

流れ

